

島根県土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

土砂災害防止法第9条に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内において新築・増改築する場合は、壁を補強するなど土砂災害に対して安全な構造にしなければなりません。

島根県では、この壁を補強するなどの経費の一部を補助する「島根県土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業」を平成22年に創設しましたが、この度、この支援事業を拡充しました。

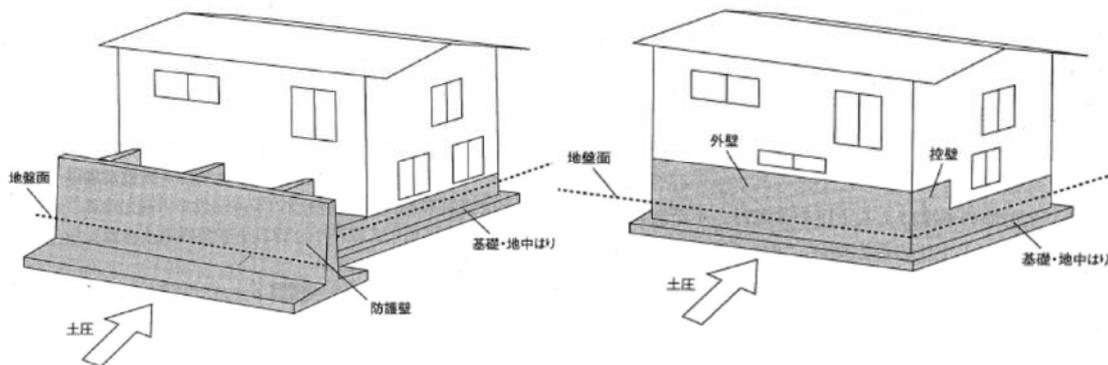
事業の目的

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者に対して、住宅補強支援事業を実施することにより、安全な住宅の建設を促進し、土砂災害から県民の生命及び身体を保護し、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的としています。

事業の内容

土砂災害特別警戒区域内における住宅所有者が行う住宅補強（建築基準法第20条に基づく建築基準法施行令第80条の3に規定された構造方法に基づく外壁等の施工）の実施にあたり、これに要する費用の一部を市町村と県が補助するものです。

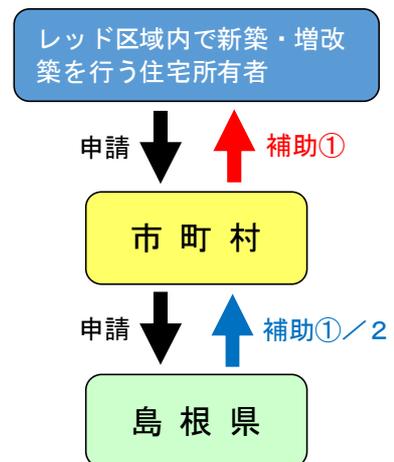
壁等の補強イメージ



市町村に対する県の補助金

補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 住宅補強に要する設計費 住宅補強に要する工事費 既存建築物の解体費
補助率等	補助対象経費の23%の1/2以内で、かつ、市町村が補助する額の1/2以内 ただし、県の補助金は 設計費 50千円 工事費 550千円 解体費 250千円 をそれぞれ上限とする。

補助金交付までの流れ



※上表は市町村に対する県の補助の考え方を示しており、所有者に対する市町村の補助を示したものではありません。

詳しくはお住まいの市町村役場にお問い合わせください。